

第9 保健福祉事業

1 人間ドック事業

(1) 利用対象

任意継続組合員及びその被扶養配偶者

(2) 利用回数及び利用可能期間

年度中1回限り

(既に、特定健康診査を受診されている場合は利用できません。)

毎年4月から翌年2月末まで(3月は利用できません。)

(3) 自己負担額

区 分	任意継続組合員	被扶養配偶者
近畿中央病院(2泊3日コース)	14,000円	21,000円
近畿中央病院 その他の契約健診機関 (1日コース)	8,000円	14,000円

※オプション検査(前立腺検診等)を受診される場合は、別途料金が必要です。

(4) 利用方法

ア 健診機関への予約

希望する契約健診機関(P33)に、電話で「公立学校共済組合京都支部の任意継続組合員であること」を伝えて予約してください。

イ 「一般人間ドック検診受診票」の申請

予約後、速やかに当支部に次のものを送付してください。

- 「**一般人間ドック検診受診票**」(必要事項を記入押印のこと)(P58・59)
- ※ 受診票は一人につき1枚必要ですので、被扶養配偶者が受診する場合は、組合員とは別に作成してください。
- **返信用封筒**(表面に住所・氏名を記入し、切手を貼付)

締 切：受診日の14日前まで

提出先：〒602-8570 公立学校共済組合京都支部 厚生貸付担当

◆注意◆ 「一般人間ドック検診受診票」は、受診当該月の掛金払込み確認完了後に返送します。

※年度始めに受診する場合の受診票の発行は、健診機関との契約の都合により4月1日以降になりますので、注意してください。

ウ 受診

受診当日、次のものを健診機関窓口へ提出して受診してください。

- 「一般人間ドック検診受診票」
- 任意継続組合員証(任意継続組合員被扶養者証)
- 自己負担金
- その他健診機関が指定する持物

◆注意◆ 受診当日、「一般人間ドック検診受診票」を健診機関に提出されない場合は、助成が受けられませんので、注意してください。

(5) 注意事項ほか

予約した日に、やむを得ない事情により受診することができないときは、健診機関に連絡するとともに、厚生貸付担当(075-414-5807)にも連絡してください。